

○山梨県警察一般職員管理職等候補者選考試験実施要領

〔平成17年9月29日〕
〔通達（務人）第55号〕

（概要）

この要領は、職員の任用に関する規則（昭和59年山梨県人事委員会規則第2号）第13条に規定する選考昇任の対象となる職のうち、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）第33条に規定する職、山梨県警察の組織等に関する規則（昭和42年山梨県公安委員会規則第1号）第24条に規定する課長補佐等及び組織等に関する規則第33条第2項に規定する課長の職への候補者の選考に関し必要な事項を定めたものである。